

久喜市こども計画の一部変更（案）について

令和7年3月に策定した久喜市こども計画では、第5章において子ども・子育て支援事業計画（第3期子ども・子育て支援事業計画）を定めております。

令和8年4月から乳児等通園支援事業を実施するにあたり、令和7年9月16日付けこども家庭庁成育局保育政策課の事務連絡により、市町村子ども・子育て支援事業計画へ基本的記載事項（必要記載事項）が示されたことから、次のとおり本計画について、追加変更するものです。

- 1 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること

（変更内容）

上記1を受け、資料1-2のとおり、本計画の第5章の『4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供等の推進』に、新たに（7）を追加するものです。

(乳児等通園支援事業の実施までの流れ)

- 令和7年2月 「久喜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」について2月議会へ上程
- 令和7年3月 ・「久喜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の議決、制定
- ・「久喜市こども計画」の策定
乳児等通園支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期について規定
- 令和7年11月 ・児童福祉審議会
久喜市こども計画の一部変更（本議事）の諮問、答申
・「久喜市乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」について11月議会へ上程
- 令和7年12月 「久喜市乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」の議決、制定
- 令和8年3月 児童福祉審議会
乳児等通園支援事業の実施にあたり、給付費支給事業者と確認した事業者に関する意見
- 令和8年4月 乳児等通園支援事業の開始